

今年は戌年

今年は戌年です。

犬といえば、『知恵』『勇氣』『誠実』の代名詞のような動物。昔話の『桃太郎』や『花咲爺』に登場するのも、そういう犬たちです。主人が亡くなった後も毎日駅前待ち続けた『忠犬八千代』のお話は有名です。

このように、犬は昔から、人間の大切なパートナーであったわけですが、今でも、狩猟犬や牧羊犬、盲導犬や警察犬、そして、災害が多い近年では、災害救助犬として、被災地などで活躍する場面を目にすることが多くなりました。

ところで、妊産婦の帯祝いには『戌の日』が選ばれるように、犬は安産、多産の象徴とされています。では、戌年に生まれた人はどのくらいかというところ、平成17年1月1日現在の総務省による推計人口では、戌年生まれの983万人で、総人口の7.7%を占めています。これは、十二支のなかで11番目、酉年(943万人)に次ぐ少なさです。ちなみにいちばん多いのは、丑年の1,117万人です。

『犬に論語』(どんなに道理を説い

て聞かせても効果がなく、無駄であるの意、『犬の遠吠え』(臆病者が陰で虚勢をはり、人の悪口を言うこと)のたとえ、など、『犬』が登場することわざはたくさんありますが、犬の『勇氣』や『誠実』さを表すようなことわざは、なかなか見当たりません。

いろはガルトの1枚目は、ご存じ、『犬も歩けば棒に当たる』。辞書によると、『何か物事をしようとする者は、それだけに何かと災難に遭うことも多い』、あるいは、『たとえ才能や運がなくても、何かやっているうちには、思いもよらぬ幸運に会うこともある』という意味とも書かれています。

どちらの解釈をとるにしても、今年も慎重な心配りのもとに、積極的な努力を惜しまず、開運間違いなし—といきたいものです。



くらしの情報

火災報知器の訪問販売に注意!

平成16年の消防法改正に伴い、全ての住宅に住宅用火災報知器等の設置および維持が義務付けられることとなります。新築住宅においては平成18年6月1日から、すでに建っている住宅(既存住宅)については市町村条例に定める日からとなります。

すでに、これに便乗した悪質な訪問販売が発生しており、これからも同じような訪問販売が行われるおそれがあります。十分に注意しましょう。



注意点

1. 大崎町において、現時点では既存住宅への取り付け義務はありません。
2. 火災報知器は、ホームセンターなどで購入できる予定で、消防署からの訪問販売は一切行っていません。
3. 火災報知器は個人でも取り付け可能ですが、業者へ取り付けを依頼する場合には金額などを話し合い、納得した上で契約してください。
4. 火災報知器の訪問販売はクーリングオフ制度(無条件解約)の対象商品ですので、悪質訪問販売と疑わしい場合には早急に下記の相談窓口にご相談して下さい。契約日より一定期間が過ぎると、クーリングオフができなくなります。
5. ご不明な点がありましたら、下記の相談窓口へご連絡ください。

※クーリングオフ制度

消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、契約書などの交付を受けた日から一定期間は、消費者に考える時間を与え、頭を冷やして考えた結果、必要が無い場合、消費者からの申し込みの撤回や契約解除を認める制度です。クーリングオフが適用されないケースもありますので、注意してください。

【相談窓口】 大隅曾於地区消防組合 ☎ 099 - 482 - 0119
鹿児島県消費生活センター ☎ 099 - 224 - 0999
大崎町役場総務課商工観光係 ☎ 099 - 476 - 1111 (内線 222)